

令和2年4月7日

様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和2年4月14日(火)までに回答願います。

記

- 1 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和2年3月16日(月)
- 2 請求する行政文書の名称等
新旧対照表方式による省令等の改正の手法に関し、本文(改正文)及び表の作成の基準等を記載した文書、省内で検討*を行った文書、その他貴庁において取得し、又は作成した行政文書であって、いわゆる新旧対照表方式について言及するもの。
*参照した地方公共団体の事例、本文の表現をどのようにするか、表中において[]、二重傍線等の従来の新旧対照表では用いられていない記号を用いるかなど。
- 3 対象文書の保有状況等について
行政文書開示請求について、あなたの請求趣旨が、「法務省」において取得し、又は作成した行政文書であって、新旧対照表方式による省令等の改正の手法に関し、本文(改正文)及び表の作成の基準等を記載した文書を指すのであれば、法務省本省では、下記の文書を保有しています。
 - (1) 平成29年5月9日付法務省大臣官房秘書課法令係事務連絡「新旧対照表方式による府省令等の改正について」
 - (2) 平成28年3月25日付内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡「新旧対照表の方式による府省令等の改正について」
 - (3) 「改正対照表を用いた改正方式について(案)」つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求される文書の特定を求めます。

4 開示請求手数料について

上記3に記載する行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。